

役に立つ情報誌 中国税務・法務

中国最大級のプロ集団「土業・net」による日系企業支援
「内田総研」税務・法務支援中心
 内田総研・Group……(投資顧問・会計服務・ネットワーク)

●中国税務・法務・会計支援 ●日本企業の中国進出支援 ●日本商品の中国での販売支援 ●中国医療ビジネス支援 ●ネット販売支援

中国、営業税・増値税の一体改革 ～ 営業税・増値税の基本概念と税制改正 ～

■ 中国、営業税・増値税の基本概念

中国の税制の中で営業税と増値税は以下のような概念で分けられ、それぞれ課税されている。ところが2011年11月、中国財政部及び国家税務総局は「2011」110号文及び111号文を共同で交付し、営業税と増値税を一体化するための試行を開始した。上海での試行は2012年1月1日から開始されたがその後、財税「2012」71号が交付され、北京市における増値税改革試行が同年9月1日から開始された。そして2012年中には北京を含む10都市に拡大され、2013年中には全国で実施される予定になっている。

営業税の基本概念

営業税は中国国内での役務提供、無形資産取引、建築、運送取引など(但し、増値税課税項目の役務提供は除外)に対して適用される税金であり、税率は娯楽業(20%)を除いて、3%と5%であった。営業税の税額計算は「営業取引額×税率」で、営業税の最終負担者は事業者となるため、営業取引業者は増値税取引業者に比べ税負担が重く不公平感が生じていた。

増値税の基本概念

増値税は、中国国内における物品の販売や加工、修理、補修役務の提供、物品の輸入を行う場合に適用される税金である。増値税の基本税率は17%だが、穀物、食用植物油、上水、飼料、農薬などの一部物品に対しては13%の低税率が適用されている。

増値税と営業税の相違

増値税は商品またはサービスの価額に上乗せされ、最終消費者に負担させる仕組みとなっており、生産・流通の各段階で二重三重に税がかからないように、仕入税額控除が認められている。一方、営業税は課税売上に対して課税される仕組みとなっており、仕入税額控除もないため、役務を提供する者が支払い、課税関係が完了する。

■ 営業税・増値税の一体改革とは…

一体改革の目的

これまででは、企業等の生産活動により、商品やサービスに新たに加わる付加価値を課税の対象とする増値税と、企業等による所定のサービス等の提供で得られる売上高を課税の対象とする営業税だが、一部の業種で同一の納税義務者に対して重複課税される問題があり、批判を受けていた。今回の試行案により、重複課税問題の解消と企業税金負担の軽減に対する期待が高まっている。第三産業、特に現代サービス業の促進、経済構造の調整、重複課税を削除する基本方針で、交通運輸を含むサービス業の課税負担を削減する為、2012年1月1日から、営業税を増値税に改定する試行を上海で開始した。スケジュール的には、“第十二次五ヵ年計画”期間内に試行範囲を順次拡大し、全国範囲にまで広げる。

新增値税の計算と税率

今回の試行案では、現行の増値税にある17%の基本税率と13%の低税率以外に、11%と6%のさらに低い税率が加えられ、有形動産のリースなどには17%、交通運送産業や建築産業などには11%、その他の現代型サービス業には6%を適用すると定めている。また、同試行案では、交通運輸産業、建築産業、郵便・電気通信産業、現代型サービス業、文化・体育産業、不動産販売、無形資産の譲渡では、原則として増値税の一般的な課税額計算方法を適用し、金融保険業、生活に関わるサービス業では、原則として増値税の簡易的課税額計算方法を適用すると定めている。

新增値税の適用税率

有形動産リースサービス	17%
交通運送サービス	11%
研究開発及び技術サービス	6%
情報技術サービス	6%
文化創意サービス	6%
物流補助サービス	6%
鑑定証明コンサルティングサービス	6%

**役に立つ情報誌
中国税務・法務**

中国最大級のプロ集団「士業・net」による日系企業支援
「内田総研」税務・法務支援中心
内田総研・Group……(投資顧問・会計服務・ネットワーク)

●中国税務・法務・会計支援 ●日本企業の中国進出支援 ●日本商品の中国での販売支援 ●中国医療ビジネス支援 ●ネット販売支援

中国、営業税・増値税の一体改革

～ 新增値税の計算と対象地域・適用時期 ～

■ 新增値税の計算方法と留意事項

計算方法:

- 1) 売上税額 = 売上額 × 適用税率
- 2) 売上額 = 税込み売上額 ÷ (1 + 適用税率)
- 3) 仕入税額 = 購入、輸入した物品に係った税額
- 4) 増値税額 = 売上税額 - 仕入税額

上海市における試行対象には含まれていないが、金融保険業や生活性サービス業は、売上額に関係なく増値税簡易課税方式を採用し、増値税率3%と定められている。

留意事項:

①一般納税人資格の認定基準

- ・ 年間課税サービス売上額の基準500 万元以上。
 - ・ 但し、会計制度に照らし、正確な税務資料を提出できる場合、税務機関に一般納税人資格の認定申請により、一般納税人の認定が可能。
- 一般納税人の資格認定を受けた以後、小規模納税人への変更は不可。また小規模納税人を選択した場合においても36 ヶ月間は一般納税人への変更が不可とされているため、仕入税額が多くない企業はいずれを選択すべきか、慎重に判断すべきと考える。

②減税メリットの有無

営業税を増値税に改定することより、必ずしも減税になるとは限らない。また従来の増値税の標準税率17%、低率税率13%に加え、111 号通知では新たに11%と6%が追加されたが、これらの適用税率の妥当性についても指摘される。特に付加価値の高い商品・サービスを販売する企業では、増税もあり得る。例えば、仕入が発生しない業種では営業税の現行税率5%よりも、税負担が増す可能性もある。

③試行上の課題

一方、現段階では試行上の課題もある。例えば、地方税収である営業税を中央税収である増値税に切り替えることの是非が挙げられている。

■ 新增値税の対象地域・適用時期等

『財政部・国家税務総局による上海市における交通運送業及び一部の現代型サービス業の営業税を増値税に変更して徴収することの試行に関する通知』

(財政部・国家税務総局 2011 年 11 月 16 日公布)
(2012 年 1 月 1 日施行)

上記の通知により、2012 年1 月1 日から上海市で交通運送業及び一部のサービス業を対象に、現在徴収している営業税を増値税に試験的に変更することとなった。

営業税を増値税に変更して徴収する試行の実施場所に上海が選定された理由としては、同市ではサービス業の種類が比較的揃っているため、各業界における実践が可能であり、全国の他の地域のモデルとしての役割が期待されていること等があると思われる。

試行の対象となる交通運送業と一部のサービス業は、生産・流通と密接に関連しており、サービス業界において重要なポジションを占めている。

運送費用は現行増値税仕入税額範囲内に属し、運賃発票はすでに増値税管理システムに納入されているので、よりよい改革の基礎がある。

2012年1月1日から施行された増値税改革は、地域を上海に限定し、改正業種も交通運輸業およびサービス業の部に限定し試行されている。

9月には北京でも試行され、その後江蘇省、安徽省は10月1日、福建省広東省は11月1日、天津市、浙江省、湖北省は12月1日にそれぞれ営業税を増値税に変更して徴収する。

2015年までには全国範囲において増値税改革が実施されると見込まれる。また、適用業種も建設業、金融保険業、郵便通信業等の産業まで拡大すると想定されている。

- ・ 財税「2012」71号……………2012年7月31日
- ・ 国家税務総局公示2012年第38号…2012年8月10日
- ・ 国家税務総局公示2012年第43号…2012年8月27日

**役に立つ情報誌
重要通達集**

中国最大級のプロ集団「土業・net」による日系企業支援

「内田総研」税務・法務支援中心

内田総研・Group……(投資顧問・会計サービス・ネットワーク)

●中国税務・法務・会計支援 ●日本企業の中国進出支援 ●日本商品の中国での販売支援 ●中国医療ビジネス支援 ●ネット販売支援

北京等8省市における営業税改増値税政策試行地に関する通知

財税[2012]71号

一. 試行地域

北京市、天津市、江蘇省、安徽省、浙江省(寧波を含む)、福建省(アモイ市を含む)、湖北省、広東省(深圳市を含む)。

二. 試行日時

試行対象地域においては、2012年8月1日より試行対象納税者の認定及び研修、徴税管理設備システムの調整、發票税控システムの販売と設置、並びに發票販売等の作業を開始し、対象地域が順調に作業を進め、期日通りに新旧税制転換を実施できるよう保証する。
北京市は2012年9月1日に新旧税制転換を行う。
江蘇省、安徽省は2012年10月1日に新旧税制転換を行う。福建省、広東省は2012年11月1日に新旧税制転換を行う。天津市、浙江省、湖北省は2012年12月1日に新旧税制転換を行う。

三. 試行対象地域における新旧税制の転換日より、以下の試行政策の規定を適用する

- (一) <<交通運輸業及び一部の現代サービス業営業税改増値税実施方法>>(財税[2011]111号)
- (二) <<交通運輸業及び一部の現代サービス業営業税改増値税関連事項の規定>>(以下、試行関連事項の規定とする、財税[2011]111号)
- (三) <<交通運輸業及び一部の現代サービス業営業税改増値税過渡期政策の規定>>(以下、試行過渡期政策の規定とする、財税[2011]111号)
- (四) <<財政部 国家税務総局の課税サービスに適用する増値税ゼロ税率及び免税政策に関する通知>>(財税[2011]131号)
- (五) <<総機構試行対象納税者の増値税計算及び納税暫定方法>>(財税[2011]132号)
- (六) <<財政部 国家税務総局の交通運輸業及び一部の現代サービス業営業税改増値税転換に伴う税收政策に関する通知>>(財税[2011]133号)
- (七) <<財政部 国家税務総局の交通運輸業及び一部の現代サービス業営業税改増値税転換に伴う税收政策に関する補足通知>>(財税[2012]53号)

四. 上記の税收政策規定の内容修正は以下の通り**(一) <<試行関連事項の規定>>**

1. 第一条第(四)項における「2012年1月1日

(1日を含む)」を「当該地域の試行開始日(開始日を含む)」に修正する。試行開始日は新旧税制の転換日を指し、以下同様。

2. 第一条第(五)項における「施工地域の課税対象サービスの年間売上が500万元を超えない元の道路、内陸河川貨物運輸業發票自己発行納税者は一般納税者を申請しなければならない」の規定を廃止する。
3. 第一条第(六)項における「2011年12月31日(31日も含む)」を「当該地域の試行開始日」に修正する。
4. 第三条第(一)項6番目における「2012年1月1日(1日を含む)」を「当該地域の試行開始日(開始日を含む)」に修正する。
5. 第三条第(三)項における「2011年12月31日」を「当該地域の試行開始日の前日」に修正する。

(二) <<試行過渡期政策の規定>>

1. 第一条第(六)項における、「2012年1月1日」を「当該地域の試行開始日」に、「上海」を「試行対象地域に属する中国アウトソーシング模範都市」に修正する。
2. 第三条における「2011年12月31日(31日も含む)」を「当該地域の試行開始日」に修正する。

(三) 試行若干政策の規定

1. 第一条における「2012年1月1日(1日を含む)」を「当該地域の試行開始日」に、「2011年12月31日」を「当該地域の試行開始日」に修正する。
2. 第三条第(一)項における「2011年12月31日時点で未控除の部分について、試行対象納税者は2012年1月1日以降の販売額を計算する際に控除してはならない」を「当該地域試行開始前日時点で未控除の部分について、試行対象納税者は試行開始前日以降(実施日を含む)の販売額を計算する際に控除してはならない」に修正する。
3. 第三条第(二)項における「2011年度末」を「当該地域の試行開始日」に修正し、「2012年1月1日」を「当該地域の試行開始日(実施日を含む)」に修正する。
4. 第三条第(三)項における「2011年度末」を「当該地域の試行開始日」に修正する。
5. 第七条第(一)項規定の試行対象地域に登録されている企業で、航空運輸業務に従事し増値税と営業税を納税している場合、関連問題について別途通知する。

財政部 国家税務総局 2012年7月31日

**役に立つ情報誌
重要通達集**

中国最大級のプロ集団「土業・net」による日系企業支援
「内田総研」税務・法務支援中心
内田総研・Group……(投資顧問・会計服務・ネットワーク)

●中国税務・法務・会計支援 ●日本企業の中国進出支援 ●日本商品の中国での販売支援 ●中国医療ビジネス支援 ●ネット販売支援

北京等8省市における営業税改増値税 増値税納税申告に関する通知

国家税務総局公示 2012 年第 43 号

《財政部・国家税務総局 北京等8省市における交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税改増値税政策試行の展開に関する通知》(財税[2012]71号)、北京等8省(直轄市)(以下8省市と省略する)における納税人の増値税納税申告の事項に関する公告は以下の通りである:

試行対象地域においては、2012年8月1日より試行対象納税者の認定及び研修、徴税管理設備システムの調整、發票税控システムの販売と設置、並びに發票販売等の作業を開始し、対象地域が順調に作業を進め、期日通りに新旧税制転換を実施できるよう保証する。

一、試行8省市では、営業税から増値税への徴収変更試行実施日の税金所属期間より、その所轄の全ての増値税納税者は、いずれもこの公告の規定に従い、増値税を申告納税しなければならない。

二、納税申告資料

納税申告資料は納税申告表及び添付資料と納税申告その他資料二種類を含める。

(三) 納税申告表及び添付資料

1. 増値税一般納税人(以下一般納税人と省略する) 納税申告表及び添付資料は:

(1)《増値税納税申告表(増値税一般納税人適用)》

(2)《増値税納税申告表添付資料(一)》(当期売上状況明細)

(3)《増値税納税申告表添付資料(一)》(当期仕入れ税額明細)

(4)《増値税納税申告表添付資料(一)》(課税サービス控除項目明細)

一般納税人が営業税改増値税の課税サービスを提供する時、営業税に関する政策規定される差額により営業税を徴収するは、《増値税納税申告表添付資料(三)》に記入する。

その他一般納税人は当該添付資料を記入しない。

(5)《固定資産仕入税額控除状況表》

2. 増値税小規模納税人(以下は小規模納税人と省略する)納税申告表及び添付資料は:

(1)《増値税納税申告表(増値税小規模納税人に適用)》

(2)《増値税納税申告表(増値税小規模納税人に適用)添付資料》

小規模納税人が営業税改増値税の課税サービスを提供する時、営業税に関する政策規定される差額により営業税を徴収するは、《増値税納税申告表(増値税小規模納税人に適用)添付資料》。その他小規模納税人は当該資料を記入しない。

3. 上記納税申告表及び添付資料サンプル及び《記入説明》添付ファイルを参照する。

(一) 納税申告その他資料

1. 発行した《自動車販売統一發票》と普通發票の控え;

2. 控除条件に該当する且つ当期申告控除の偽造防止《増値税専用發票》、《貨物運送業増値税専用發票》、《自動車販売統一發票》、《道路、内陸河川貨物運送業統一發票》の控え;

3. 控除条件に該当する且つ当期申告控除の税関輸入増値税専用納税書、購入農産物取得發票、運送費用決済伝票のコピー;

4. 控除条件に該当する且つ当期申告控除の源泉徴収増値税の税収通用納税書及び明細書、書面契約、支払証明及び海外企業の銀行明細あるいは發票;

5. 発行した農産物買付け証憑の控えあるいは報査聯

6. 応税サービス控除項目の合法証憑及び明細書

7. 主管する税務機関より規定されるその他資料。

(二) 納税申告表及び添付資料は必ず申告する。

納税申告その他資料の要求は試行地域8省市国家税務局により定める。

三、主管税務機関は増値税納税申告の宣伝、補導及び訓練する作業を対応する。

国家税務総局
二零一二年八月二十日

**役に立つ情報誌
重要通達集**

中国最大級のプロ集団「土業・net」による日系企業支援
「内田総研」税務・法務支援中心
内田総研・Group……(投資顧問・会計服務・網絡科技)

●中国税務・法務・会計支援 ●日本企業の中国進出支援 ●日本商品の中国での販売支援 ●中国医療ビジネス支援 ●ネット販売支援

北京等8省市における営業税改増値税一般納税人資格認定の関連事項に関する公告

国家税務総局公告2012年第38号

財政部・国家税務総局の北京等8省市における交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税改増値税政策試行の展開に関する通知(財税[2012]71号)、《財政部・国家税務総局の上海市における交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税改増値税政策試行に関する通知》(財税[2011]111号)及び《増値税一般納税人資格認定管理办法》(国家税務総局令第22号)に基づく、政策試行地域における納税人の増値税一般納税人資格認定事項に関する公告は以下の通りである。

一、本公告第2条を除き、営業税改増値税政策の試行開始前(以下、「政策試行開始前」と称する)の課税サービスの年間売上高が500万元を超える政策試行地域の納税人は、国税主管税務機関(以下、「主管税務機関」と称する)へ一般納税人資格の認定手続きを申請しなければならない。

政策試行地域の納税人の政策試行開始前の課税サービスの年間売上高は、以下の公式で換算する。

課税サービスの年間売上高＝連続する12ヶ月を超えない課税サービス営業額の合計÷(1+3%)。

課税サービス営業額計算の具体的な開始日・終了日は、政策試行地域省レベルの国家税務局(計画単列市を含む、以下同じ)が本省市の実際の状況に基づき確定する。

現行の営業税規定に基づき差額に対する徴収によりで営業税を申告する政策試行地域の納税人は、その課税サービス営業額が控除前の営業額で計算を行わなければならない。

二、政策試行開始前に一般納税人資格を取得済みで課税サービスを共用する政策試行地域の納税人は、改めて認定手続きを申請する必要はなく、主管税務機関が《税務事項通知書》を作成しそれを送達することで、納税者に通知する。

三、政策試行開始前の課税サービスの年間売上高が500万元を超えない試行政策地域の納税人は、主管税務機関に一般納税人資格認定を申請することができる。

四、政策試行開始前における、政策試行地域納税人の一般納税人資格認定の具体的な流れは政策試行地域の省レベル国家税務局が国家税務総局令第22号及び本公告に基づき確定し、国家税務総局にその内容を報告する。

五、営業税改増値税政策試行開始以降、政策試行地域の納税人は国家税務総局令第22号及びその関連流れ規定に基づき、増値税一般納税人資格の認定手続きを行わなければならない。

《交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税改増値税関連事項の規定》(財税[2011]111号)第一条第(三)項に基づき、売上高が確定された政策試行地域の納税人は、その課税サービスの年間売上高は控除前の売上高で計算を行う。

六、政策試行地域の納税人が一般納税人資格を取得後、増値税の脱税、税金還付詐欺や増値税控除証憑の不正発行等の行為があった場合、主管税務機関はそれに対し少なくとも6ヶ月以上の納税指導期間管理を行うことができる。

七、本公告は財税[2012]71号第二条の政策試行開始日が規定する日付に従い執行する。

国家税務総局
二〇一二年八月十日

給与所得に対する課税額得

個人負担の場合:

納税額=(当月給料-外国人基礎控除 4,800 元)×適用税率-速算控除額

会社負担の場合:

納税額=[(当月給料-外国人基礎控除 4,800 元-速算控除額)/(1-税率)]×税率-速算控除額

※給与額が外貨の場合:申告該当月の末日の公定レート(TTB)で換算した人民元額を税額計算のベースとする。

※給与を日数按分する場合(赴任・帰任時などに居件期間が1ヶ月に満たない場合):支給された給与を1ヶ月の給与に換算し直し、月額給与相当額をベースとして算出された税額を日数按分する。

その他の所得に対する課税額得

給与所得以外で中国国内で所得がある場合:給与所得による課税とは別に定額課税(20%)される。役務報酬、特許権使用料、財産賃貸料などは案件毎に課税されるが、居住者に対する課税は20%の必要経費(最小800元)が認められている。また利子、配当、割増配当は全額課税対象。

ボーナスに対する課税所得

月次納税額に加算して納税する。

納税額=ボーナス×適用税率-速算控除額

※支給対象期間と中国居住期間の重複期間についての申告が必要。そのため赴任・帰任直後の賞与については按分計算が必要になる。

(給与所得に対する個人所得税率表)

段階	税込月額給与(費用控除後)*1	税込月額給与(費用控除後)*1	速算控除額	税率
1	1,500 元以下	1,455 元以下	0 元	3%
2	1,500 元超、4,500 元以下	1,455 元超、4,155 元以下	105 元	10%
3	4,500 元超、9,000 元以下	4,155 元超、7,755 元以下	555 元	20%
4	9,000 元超、35,000 元以下	7,755 元超、27,255 元以下	1,005 元	25%
5	35,000 元超、55,000 元以下	27,255 元超、41,255 元以下	2,755 元	30%
6	55,000 元超、80,000 元以下	41,255 元超、5,7505 元以下	5,505 元	35%
7	80,000 元超	5,7505 元超	13,505 元	45%

「士業・net」によるワンストップサービス

日本企業の中国進出支援

- 中国での会社設立、中国事業支援
- 中国での税務・法務・会計支援
- 特許権・商標権の取得、上場支援等

中国税務・法務支援

- 会計顧問、記帳代行
- 税務問題に関する解決、
- 法務問題に関する解決

健康食品等の「セミナー販売」

- 中国全土での健康セミナー販売支援
- 全国に「老人大学」での販売支援
- 各地の病院と提携しての全国販売支援

中国でのフランチャイズ展開支援

- 中国での商業特許経営許可取得申請
- フランチャイズに関する経営戦略の構築
- 中国での販売、ブランド戦略の構築

病院・薬局向販売支援

- 病院向け商品の販売支援
- 薬局向け商品の販売支援
- 住宅向け商品の販売支援

中国での「医療ビジネス」支援

- 日本医療機関の中国での事業展開支援
- 日中医療機関の事業提携支援
- 日本へのメディカルツーリズム事業

株式公開コンサルティング

- 上場計画の立案、上場コンサルティング
- 企業診断、経営改善コンサルティング
- 上場を実現するための企業成長支援

ネット販売&回収支援

- 内田総研のICP許可を使用
- 淘宝网、支付宝との提携
- 商品の販売許可取得代行

中国での「環境・省エネ事業」

- 日本環境技術の中国での事業展開支援
- 日本省エネ技術の中国での事業展開支援
- 日本企業の中国でのM&A構築支援

税務師・弁護士・会計師等、中国最大級のプロ集団「士業・net」による日系企業支援ワンストップサービス

内田総研・Group

(www.uchida-chinatax.com)

北京事務所: 北京市朝阳区朝外大街18号 豊聯広場A座26階
東京事務所: 東京都足立区栗原4-6-11(内田会計事務所)

TEL (10)6588-0701
TEL (03)3898-1422

FAX (10)6588-0710
FAX (03)3898-1431